

## 熊本県国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（令和6年9月27日改定。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 特例措置の対象となる申請

要綱第3の3に規定する特例措置の対象は、認定企業及び派遣先企業において、以下に分類された業務及びそれに付随する職務に従事する予定であると熊本県が確認したITエンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）に係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請とする。

（日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づく分類）

大分類B専門的・技術的職業従事者

－中分類07製造技術者（開発）

－小分類072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発）

－小分類073 機械技術者（開発）

－小分類076 金属技術者（開発）

－小分類077 化学技術者（開発）

大分類B専門的・技術的職業従事者

－中分類08製造技術者（開発を除く）

－小分類082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）

－小分類083 機械技術者（開発を除く）

－小分類086 金属技術者（開発を除く）

－小分類087 化学技術者（開発を除く）

大分類B専門的・技術的職業従事者

－中分類10情報処理・通信技術者

－小分類101 システムコンサルタント

－小分類102 システム設計者

－小分類103 情報処理プロジェクトマネージャー

－小分類104 ソフトウェア作成者

－小分類105 システム運用管理者

大分類B専門的・技術的職業従事者

－中分類24その他の専門的職業従事者

－小分類249 他に分類されない専門的職業従事者 ※通訳業務に限る

### 第3 企業の要件

(1) 要綱第4の1(4)に規定する要件は、事業内容が主に以下のいずれかに該当すると熊本県が認める企業とする。

(日本標準産業分類(令和5年7月改定(第14回改訂)(令和6年4月1日施行))に基づく分類)

#### 大分類E製造業

－中分類26生産用機械器具製造業

－小分類267半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

－小分類269その他の生産用機械・同部分品製造業

#### 大分類E製造業

－中分類28電子部品・デバイス・電子回路製造業

#### 大分類E製造業

－中分類29電気機械器具製造業

－小分類296電子応用装置製造業

－小分類299その他の電気機械器具製造業

#### 大分類E製造業

－中分類30情報通信機械器具製造業

#### 大分類G情報通信業

－中分類37通信業

－中分類39情報サービス業

－中分類40インターネット付随サービス業

#### 大分類L学術研究、専門・技術サービス業

－中分類71学術・開発研究機関

－小分類711 自然科学研究所

－細分類7112 工学研究所

－中分類74技術サービス業(他に分類されないもの)

－小分類743機械設計業

－小分類744商品・非破壊検査業

#### 大分類Rサービス業(他に分類されないもの)

－中分類91職業紹介・労働者派遣業

－小分類912労働者派遣業

※「大分類Rサービス業(他に分類されないもの)－中分類91職業紹介・労働者派遣業」については、上記の分類(大分類Rサービス業(他に分類されないもの)を除く。)に該当する企業へ派遣することを目的に、外国人エンジニアを労働者として雇用する場合に限る。

(2) 要綱第4の1(6)に規定する要件は、以下のとおりとする。

①消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がない企業であること。

ただし、熊本県内に事業所がない企業の場合は、消費税及び地方消費税並びに事業所の所在地の都道府県税に未納がないこと。

②熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。

#### 第４ 申請手続等

要綱第５の１④に規定する書類について以下のとおり定める。

（１）直近の納税証明書（写し可）

※ 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税について未納がないことの証明書（熊本県内に事業所がない場合は、事業所の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）

（２）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式第１号）

（３）その他、経営の安定性等の確認において熊本県が必要と認める書類

#### 第５ 企業の経営の安定性等の確認

要綱第６の１（１）に規定する企業の経営の安定性等の確認等に関しては以下のとおりとする。

（１）要綱第６の１（１）に規定する経営状態の確認にあたっては、専門的知見を有する中小企業診断士へ提出書類を回付し、確認を行うこととする。

（２）確認等を行う中小企業診断士は、熊本県が委託する中小企業診断士を有する団体の会員とする。

（３）要綱第６の２（１）に規定する事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言の実施においては、上記（２）の団体の会員である中小企業診断士が同席のうえ面談を行うこととする。

（４）（３）に掲げる面談の際に、外国人エンジニアの採用状況や就労状況について確認し、必要に応じて指導等を行う。

#### 第６ 外国人エンジニアに対する帰国担保支援等

要綱第６の２に規定する関係自治体による外国人エンジニアに対する帰国担保支援等については、要綱第６の２に規定するもののほか、当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇された場合は、企業に対し帰国旅費の負担を求めるとともに、必要に応じて当該外国人エンジニアに対し転職支援窓口の紹介等を行い、不法滞在の防止に努める。

#### 附 則

１ この要領は、令和６年（２０２４）１２月２６日から施行する。

## 誓 約 書

年 月 日

熊本県知事

申請者 所在地  
企業名称  
代表者の役職・氏名  
連絡先 担当者名  
電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請又は企業認定更新申請に当たり、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない企業であることを誓約します。

## 誓 約 書

年 月 日

熊本県知事

派遣先企業

所在地

企業名称

代表者の役職・氏名

連絡先 担当者名

電話番号

労働者派遣先事業所 所在地

企業名称

代表者の役職・氏名

連絡先 担当者名

電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請又は企業認定更新申請に当たり、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない企業であることを誓約します。